

再生可能エネルギー発電事業をお考えの皆様へ



再生可能エネルギー 固定価格買取制度ガイドブック

2016(平成28)年度版





再生可能エネルギーをつくること。 それは、日本の未来をつくること。

日本の豊かな自然を活かして、
毎日の暮らしや経済を支える電気を生み出す「再生可能エネルギー」。
その普及を目指して2012年7月からスタートしたのが、
「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」です。
このガイドブックは、事業者の皆様には制度をご理解いただき、
設備の認定や電力会社との契約を
スムーズに進めていただけるよう作成した入門書につき、
本書をしっかりとご活用ください。

日本のエネルギーの現状と、再生可能エネルギー

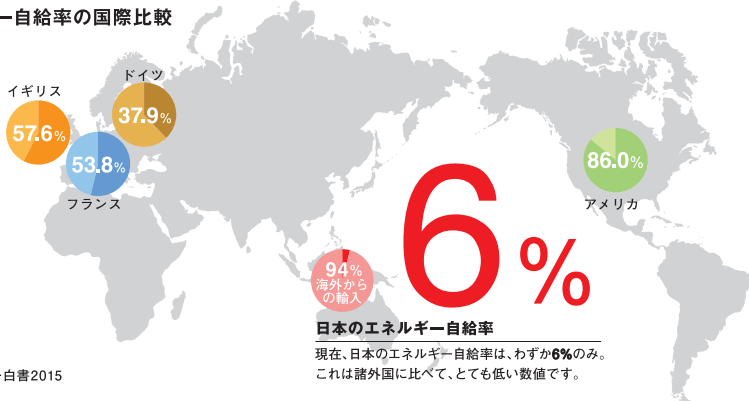


日本のエネルギー自給率は、わずか6%

私たちの暮らしを支えているエネルギーは、石油や石炭、天然ガスなどの化石燃料が中心です。いま世界のエネルギー需要は急速に増加しており、エネルギーの94%を海外からの輸入に頼っている

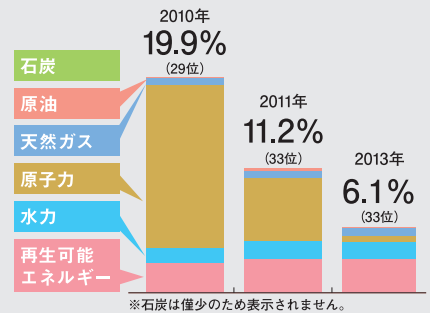
日本では、エネルギーの自給率の向上が大きな課題のひとつとなっています。そこで注目されているのが、日本の豊かな自然のチカラを電気エネルギーに変換する「再生可能エネルギー」です。

■エネルギー自給率の国際比較



(出典) エネルギー白書2015

■日本の一次エネルギー自給率の近年の推移



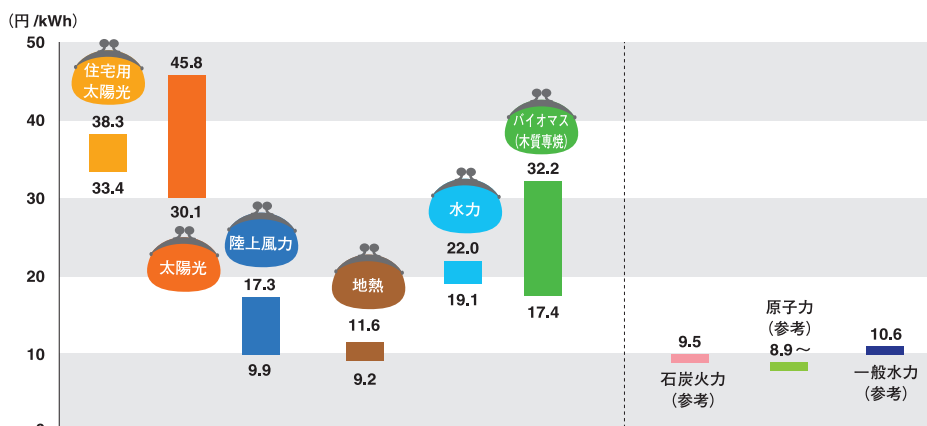
再生可能エネルギーの3つのベネフィット



- 01 太陽、風、水、地熱、森林といった日本にある自然のチカラを効率的に電気へ。エネルギー自給率の向上につながります。
- 02 新しい発電技術を開発して、国際競争力を高めるだけでなく、最新の発電施設を建設することで、新たな産業を広げていけます。
- 03 化石燃料を使う場合と比べると、環境への影響を最小限に抑えることができ、地球全体の環境問題の解決につながります。

再生可能エネルギー普及を妨げる「発電コスト」

■コスト等検証委員会による主要電源のコスト試算



固定価格買取制度導入前の再生可能エネルギーの普及率は、わずか1.4%。大きな原因は高い発電コストです。発電施設の建設費や維持費などから割り出す発電コストを火力発電とくらべると、太陽光発電で約5倍、水力発電で約2倍にもなります。電気は何からつくっても同じもの。厳しい市場競争の中で、再生可能エネルギーを選ぶのは大変難しい問題でした。

再生可能エネルギーを普及させるためにスタートした、電気をご利用の皆様のチカラで、再生可能エネルギーを育てていく「固定価格買取制度」とは？

次のページへ

再生可能エネルギーの 固定価格買取制度概要

固定価格買取制度の仕組み



「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」は、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で買い取ることを国が約束する制度です。電力会社が買い取る費用を電気をご利用の皆様から賦課金という形で集め、今はまだコストの高い再生可能エネルギーの導入を支えています。この制度により、発電設備の高い建設コストも回収の見通しが立ちやすくなり、より普及が進みます。

3

再生可能エネルギー賦課金

固定価格買取制度で買い取られる再生可能エネルギー電気の買い取りに要した費用は、再エネ賦課金によってまかなわれます。再生可能エネルギーで発電された電気は、日々使う電気の一部として供給されているため、再エネ賦課金は、毎月の電気料金とあわせていただいています。

電気ご使用量のお知らせ		いつもご利用いただきありがとうございます	
エネ庁 タロウ 様			
●●年×月分		ご契約番号 000-000000-0	ご契約種別 AAA
ご使用量 000 kWh	ご請求予定額 0,000円	電気料金領収証	
当月指示数 000	基本料金 000円	再エネ タロウ 様	ご契約番号 000-000000-0
前月指示数 000	第1料金 000円	ご契約種別 AAA	ご契約種別 AAA
差引 000	第2料金 000円	●●年×月分	請求金額 0,000円
	第3料金 000円	うち消費税等 000円	うち再エネ賦課金等 000円
	燃料費調整額 0円	上記金額を×月■日	
	再エネ賦課金 0円	ご指定口座より	
		振り込させていただきました。	
今回の検針日 X月■日	次回の検針日 X月■日	○△□電力株式会社	○◎営業所
お問い合わせ先	お引越しの方	お問い合わせ先	
XXXXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXXX	検針票サンプル	

再エネ賦課金



〈再エネ賦課金の算定方法〉 (平成28年5月分の電気料金から適用される単価)

再エネ賦課金 = ご自身が使用した電気の量(kWh) × 2.25円/kWh*

*1 ただし、大量の電力を消費する事業所で、国が定める要件に該当する方は、再生可能エネルギー賦課金の額の8割が減免されます。

再エネ賦課金の流れについては、こちらの動画をチェック↓

<http://www.youtube.com/watch?v=HNm08ZsGUr4&list=PL8DA5791682DFE42A&index=43>

対象となる再生可能エネルギー

「太陽光」「風力」「水力」「地熱」「バイオマス」の5つのいずれかを使い、国が定める要件を満たす設備を設置して、新たに発電を始める方が対象です。発電した電気は全量が買取対象になりますが、住宅用など10kW未満の太陽光の場合は、自分で消費した後の余剰分が買取対象となります。(詳細は6ページ)

■各エネルギーの特徴



太陽光発電

太陽の光エネルギーを太陽電池で直接電気に換えるシステム。家庭用から大規模発電用まで導入は広がっています。

〈メリット〉

- 相対的にメンテナンスが簡易。
- 非常用電源としても利用可能。

〈課題〉

天候により発電出力が左右される。一定地域に集中すると、配電システムの電圧上昇につながり、対策に費用が必要となる。



風力発電

風のチカラで風車を回し、その回転運動を発電機に伝えて電気を起こします。ウインドファームのような大型のものから、学校などの公共施設に設置される小型のものもあります。

〈メリット〉

- 大規模に開発した場合、コストが火力、水力並に抑えられる。
- 風さえあれば、昼夜を問わず発電できる。

〈課題〉

広い平地が必要。また、風況の良い適地が北海道と東北に集中しているため、広域での連系についても検討が必要。



水力発電

水力発電はダムなどの落差を活用して水を落下させ、その際のエネルギーを用いて発電します。現在では農業用水路や小さな河川でも発電できる中小規模のタイプが注目されています。

〈メリット〉

- 安定した信頼性の高い電源。
- 中小規模タイプは分散型電源としてのポテンシャルが高く、多くの未開発地点が残っている。

〈課題〉

中小規模タイプは相対的にコストが高く、水利権の調整も必要。



地熱発電

地下に蓄えられた地熱エネルギーを蒸気や熱水などで取り出し、タービンを回して発電します。使用した蒸気は水にして、還元井で地中深くに戻されます。日本は火山国で、世界第3位の豊富な資源があります。

〈メリット〉

- 出力が安定しており、大規模開発が可能。
- 昼夜を問わず24時間稼働。

〈課題〉

開発期間が10年程度と長く、開発費用も高額。また、温泉、公園施設などと開発地域が重なるため、地元との調整が必要。



バイオマス発電

動植物などの生物資源(バイオマス)をエネルギー源にして発電します。木質バイオマス、農業残さ、食品廃棄物など様々な資源をエネルギーに変換します。

〈メリット〉

- 資源の有効活用で廃棄物の削減に貢献。
- 天候などに左右されにくい。

〈課題〉

原料の安定供給の確保や、原料の収集、運搬、管理にコストがかかる。

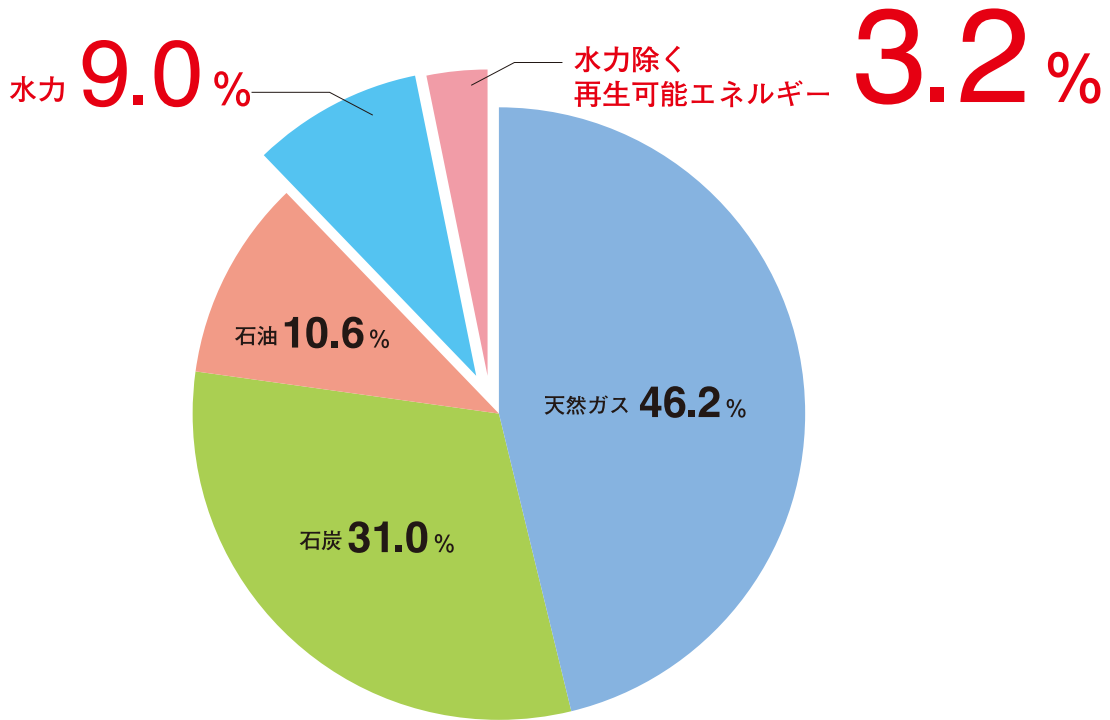


再生可能エネルギーの導入状況

平成26年度の発電電力量のうち、再生可能エネルギーが占める割合は約1割。その大半は水力発電です。水力を除く再生可能エネルギーが発電電力量に占める割合は、1.4%（平成23年度）から、固定価格買取制度導入後3年間で、3.2%（平成26年度）に増加しました。

■我が国の発電電力量の構成（2014（平成26）年度）

出典：電気事業連合会「電源別発電電力量構成比」

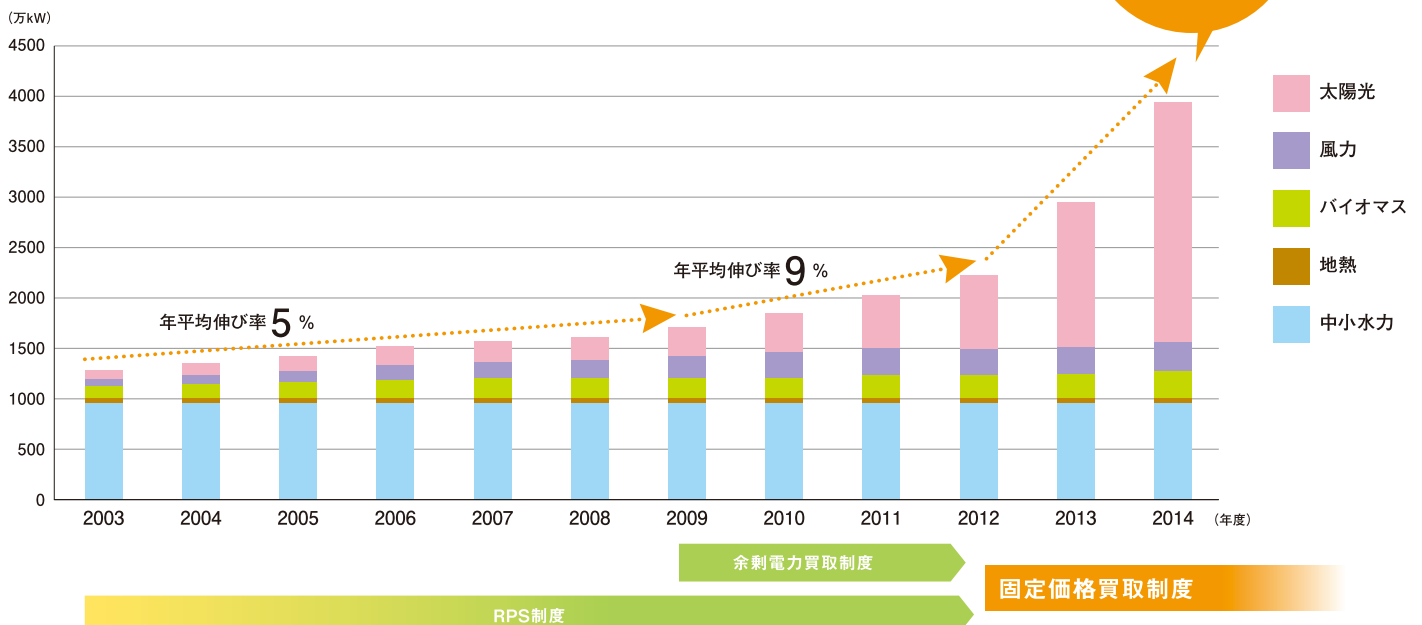


■固定価格買取制度の開始により、急速に設備導入量が増えています。

再生可能エネルギー等（大規模水力除く）による設備容量の推移

2012年7月に固定価格買取制度を開始して以降、2015年3月末時点で既に3942万kWに達するなど、設備容量は2012年からの年平均伸び率で33%上昇。

出典：第2回再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会資料



平成28年度の調達価格と調達期間

(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

調達価格や調達期間は、各電源ごとに、事業が効率的に行われた場合、通常必要となるコストを基礎に適正な利潤などを勘案して定められます。具体的には、中立的な調達価格等算定委員会の意見を尊重し、経済産業大臣が決定します。



電源	調達区分	調達価格1kWh当たり		調達期間
		出力制御対応機器設置義務なし	出力制御対応機器設置義務あり ^{※1}	
太陽光	10kW未満(余剰買取)	31円	33円	10年間
	10kW未満(ダブル発電・余剰買取)	25円	27円	

※1 北海道電力、東北電力、北陸電力、中国電力、四国電力、九州電力、沖縄電力の需給制御に係る区域において、出力制御対応機器の設置が義務付けられます。



電源	調達区分	調達価格1kWh当たり	調達期間
太陽光	10kW以上	24円+税	20年間



電源	調達区分	調達価格1kWh当たり	調達期間
風力	20kW以上	22円+税	20年間
	20kW未満	55円+税	
洋上風力 ^{※2}	20kW以上	36円+税	15年間
地熱	15,000kW以上	26円+税	
	15,000kW未満	40円+税	
水力	1,000kW以上30,000kW未満	24円+税	20年間
	200kW以上1,000kW未満	29円+税	
	200kW未満	34円+税	
既設導水路 活用 中小水力 ^{※3}	1,000kW以上30,000kW未満	14円+税	20年間
	200kW以上1,000kW未満	21円+税	
	200kW未満	25円+税	

※2 建設及び運転保守のいずれの場合にも船舶によるアクセスを必要とするもの。 ※3 既に設置している導水路を活用して、電気設備と水圧鉄管を更新するもの。




電源	バイオマスの種類	バイオマスの例	調達価格1kWh当たり	調達期間	
バイオマス	メタン発酵ガス(バイオマス由来)	下水污泥・家畜糞尿・食品残さ由来のメタンガス	39円+税	20年間	
	間伐材等由来の 木質バイオマス	間伐材、主伐材 ^{※4}	2,000kW未満		40円+税
			2,000kW以上		32円+税
	一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス	製材端材、輸入材 ^{※4} 、パーム椰子殻、もみ殻、稲わら	24円+税		
	建設資材廃棄物	建設資材廃棄物(リサイクル木材)、その他木材	13円+税		
一般廃棄物・その他のバイオマス	剪定枝・木くず、紙、食品残さ、廃食用油、黒液	17円+税			

※4 「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく証明のないものについては、建設資材廃棄物として取り扱う。


出力制御ルールと機器の設置

再生可能エネルギーを最大限導入するため、より実効的かつきめ細かな出力制御を可能とするよう平成27年1月に省令を改正しています。新たに接続申込を行う太陽光発電設備、風力発電設備に対して出力制御を接続の条件にするとともに、電力会社の求めがあった場合には、出力制御を行うために必要な機器の設置等を義務付けています。

平成28年3月1日現在

 太陽光	10kW未満	10kW以上 50kW未満	50kW以上
	太陽光発電設備について指定電気事業者^{*1}ではない一般送配電事業者に接続する場合 東京電力 関西電力 中部電力	当分の間、対象外	
太陽光発電設備について指定電気事業者^{*1}に接続する場合 北海道電力 四国電力 東北電力 九州電力 北陸電力 沖縄電力 中国電力	○年間360時間を上限とする無補償での出力制御 ○出力制御を行うために必要な機器の設置等 ※ただし、30日等出力制御枠超過後の案件からは360時間の上限を超える出力制御を条件として接続 (北海道電力、東北電力、四国電力、九州電力は平成28年3月1日時点ですでに30日等出力制御枠を超過している。)		

平成28年3月1日現在

 風力	20kW未満	20kW以上
	風力発電設備について指定電気事業者^{*1}ではない一般送配電事業者に接続する場合 東京電力 中国電力 中部電力 四国電力 北陸電力 九州電力 関西電力 沖縄電力	当分の間、対象外
風力発電設備について指定電気事業者^{*1}に接続する場合 北海道電力 東北電力	○年間720時間 ^{*2} を上限とする無補償での出力制御 ○出力制御を行うために必要な機器の設置等 ※ただし、30日等出力制御枠超過後の案件からは720時間の上限を超える出力制御を条件として接続 (北海道電力は平成28年3月1日時点ですでに30日等出力制御枠を超過している。)	

※1 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第6条第1項第7号の規定に基づき、経済産業大臣が指定する再生可能エネルギー発電設備の種類及び一般送配電事業者 ※2 部分制御を考慮した時間評価

再生可能エネルギー電源の出力制御を行うにあたっては、省令等の規定により、以下のとおり出力制御等の順番が定められており、太陽光発電や風力発電の出力制御を行う前に、火力発電の出力制御や揚水式水力発電設備の揚水運転を行うこととなっています。また、バイオマス発電の出力制御について、実態に応じたきめ細かな扱いを定めています。

省令等の規定による出力制御等の順番



※2 地域資源バイオマス発電設備

「地域に存するバイオマス」の有効利用に資するもの(下記を除く)
(例:未利用間伐材、地域の木材の端材、稲わら・もみ殻等を燃料とするもの)

バイオマス発電事業者は、市町村から農山漁村再生可能エネルギー法に基づく設備整備計画の認定を受け、認定通知書を示すことで、電力会社に対して自らが「地域資源バイオマス発電設備」であることを証明できます。

○メタン発酵ガス発電設備 ○一般廃棄物発電設備

外形的に分類可能

詳細については以下をご参照ください。

■経済産業省資源エネルギー庁HP なっとく!再生可能エネルギー「よくある質問」

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/faq.html

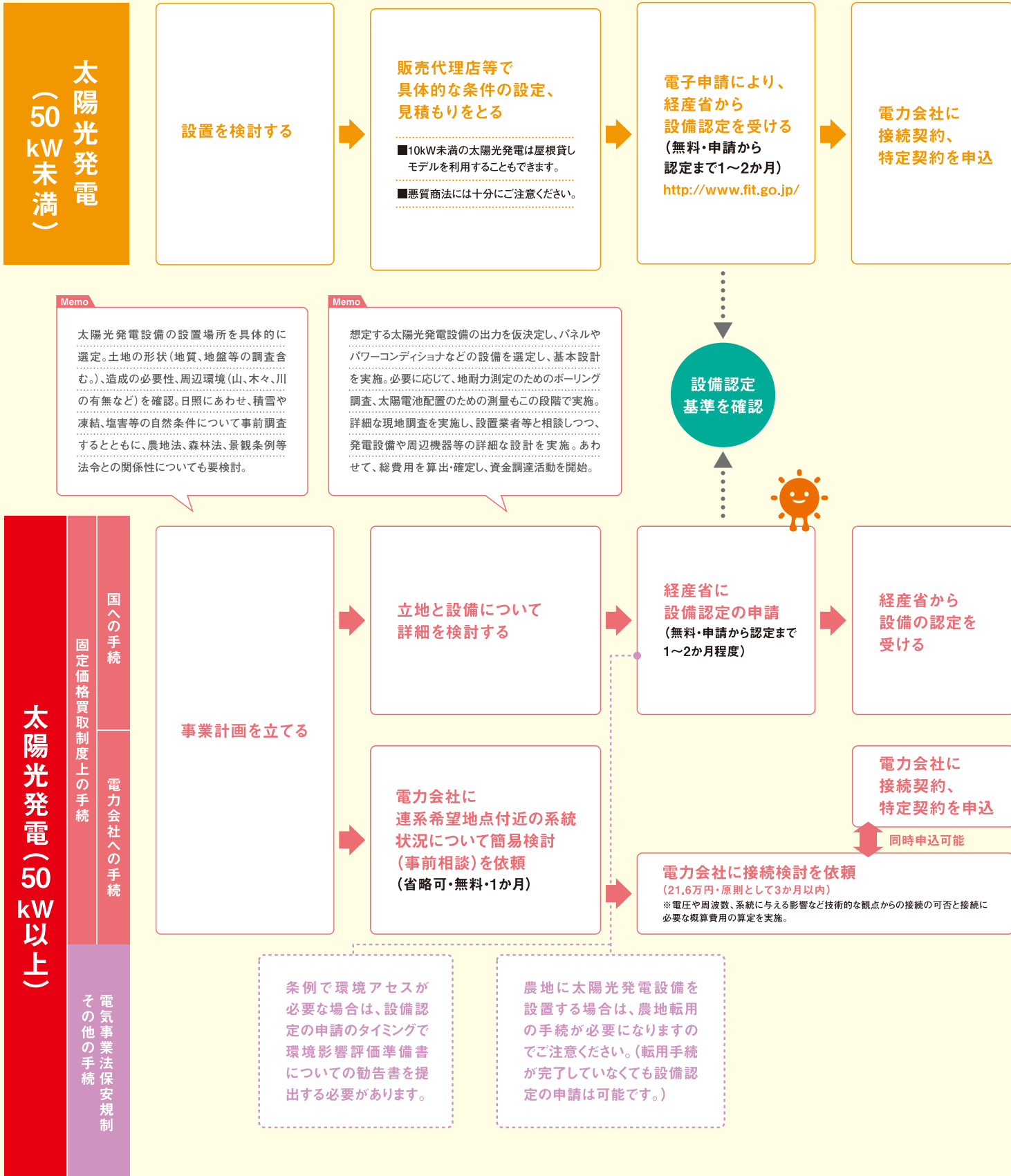
■農山漁村再生可能エネルギー法の活用について(農林水産省HP)

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/houritu.html>

再生可能エネルギー発電設備の発電開始までの (太陽光発電の場合)

設置の検討から電力供給開始まで様々な作業や手続きがあり、国からの設備認定と電力会社に対する接続契約協議を並行して進めていただく必要もあります。

以下は、個別のケースに応じて順番が前後することもありますので、あくまでモデルケースとしてご紹介します。



Memo

太陽光発電設備の設置場所を具体的に選定。土地の形状(地質、地盤等の調査含む)、造成の必要性、周辺環境(山、木々、川の有無など)を確認。日照にあわせ、積雪や凍結、塩害等の自然条件について事前調査するとともに、農地法、森林法、景観条例等法令との関係性についても要検討。

Memo

想定する太陽光発電設備の出力を仮決定し、パネルやパワーコンディショナなどの設備を選定し、基本設計を実施。必要に応じて、地耐力測定のためのボーリング調査、太陽電池配置のための測量もこの段階で実施。詳細な現地調査を実施し、設置業者等と相談しつつ、発電設備や周辺機器等の詳細な設計を実施。あわせて、総費用を算出・確定し、資金調達活動を開始。

設備認定基準を確認

**太陽光発電
(50 kW以上)**

国への手続

固定価格買取制度上の手続

事業計画を立てる

➔

立地と設備について詳細を検討する

➔

**経産省に設備認定の申請
(無料・申請から認定まで1~2か月程度)**

➔

経産省から設備の認定を受ける

電力会社への手続

電力会社に接続契約、特定契約を申込

同時申込可能

電力会社に接続契約、特定契約を申込

条例で環境アセスが必要な場合は、設備認定の申請のタイミングで環境影響評価準備書についての勧告書を提出する必要があります。

農地に太陽光発電設備を設置する場合は、農地転用の手続が必要になりますのでご注意ください。(転用手続が完了していなくても設備認定の申請は可能です。)

**電力会社に接続検討を依頼
(21.6万円・原則として3か月以内)**
※電圧や周波数、系統に与える影響など技術的な観点からの接続の可否と接続に必要な概算費用の算定を実施。

電力会社への手続

電力会社に接続契約、特定契約を申込

同時申込可能

**太陽光発電
(50 kW以上)**

国への手続

固定価格買取制度上の手続

事業計画を立てる

➔

立地と設備について詳細を検討する

➔

電力会社に連系希望地点付近の系統状況について簡易検討(事前相談)を依頼(省略可・無料・1か月)

➔

**経産省に設備認定の申請
(無料・申請から認定まで1~2か月程度)**

➔

経産省から設備の認定を受ける

電力会社への手続

電力会社に接続契約、特定契約を申込

同時申込可能

電力会社に接続契約、特定契約を申込

条例で環境アセスが必要な場合は、設備認定の申請のタイミングで環境影響評価準備書についての勧告書を提出する必要があります。

農地に太陽光発電設備を設置する場合は、農地転用の手続が必要になりますのでご注意ください。(転用手続が完了していなくても設備認定の申請は可能です。)

**電力会社に接続検討を依頼
(21.6万円・原則として3か月以内)**
※電圧や周波数、系統に与える影響など技術的な観点からの接続の可否と接続に必要な概算費用の算定を実施。

電力会社への手続

電力会社に接続契約、特定契約を申込

同時申込可能

**太陽光発電
(50 kW以上)**

国への手続

固定価格買取制度上の手続

事業計画を立てる

➔

立地と設備について詳細を検討する

➔

電力会社に連系希望地点付近の系統状況について簡易検討(事前相談)を依頼(省略可・無料・1か月)

➔

**経産省に設備認定の申請
(無料・申請から認定まで1~2か月程度)**

➔

経産省から設備の認定を受ける

電力会社への手続

電力会社に接続契約、特定契約を申込

同時申込可能

電力会社に接続契約、特定契約を申込

条例で環境アセスが必要な場合は、設備認定の申請のタイミングで環境影響評価準備書についての勧告書を提出する必要があります。

農地に太陽光発電設備を設置する場合は、農地転用の手続が必要になりますのでご注意ください。(転用手続が完了していなくても設備認定の申請は可能です。)

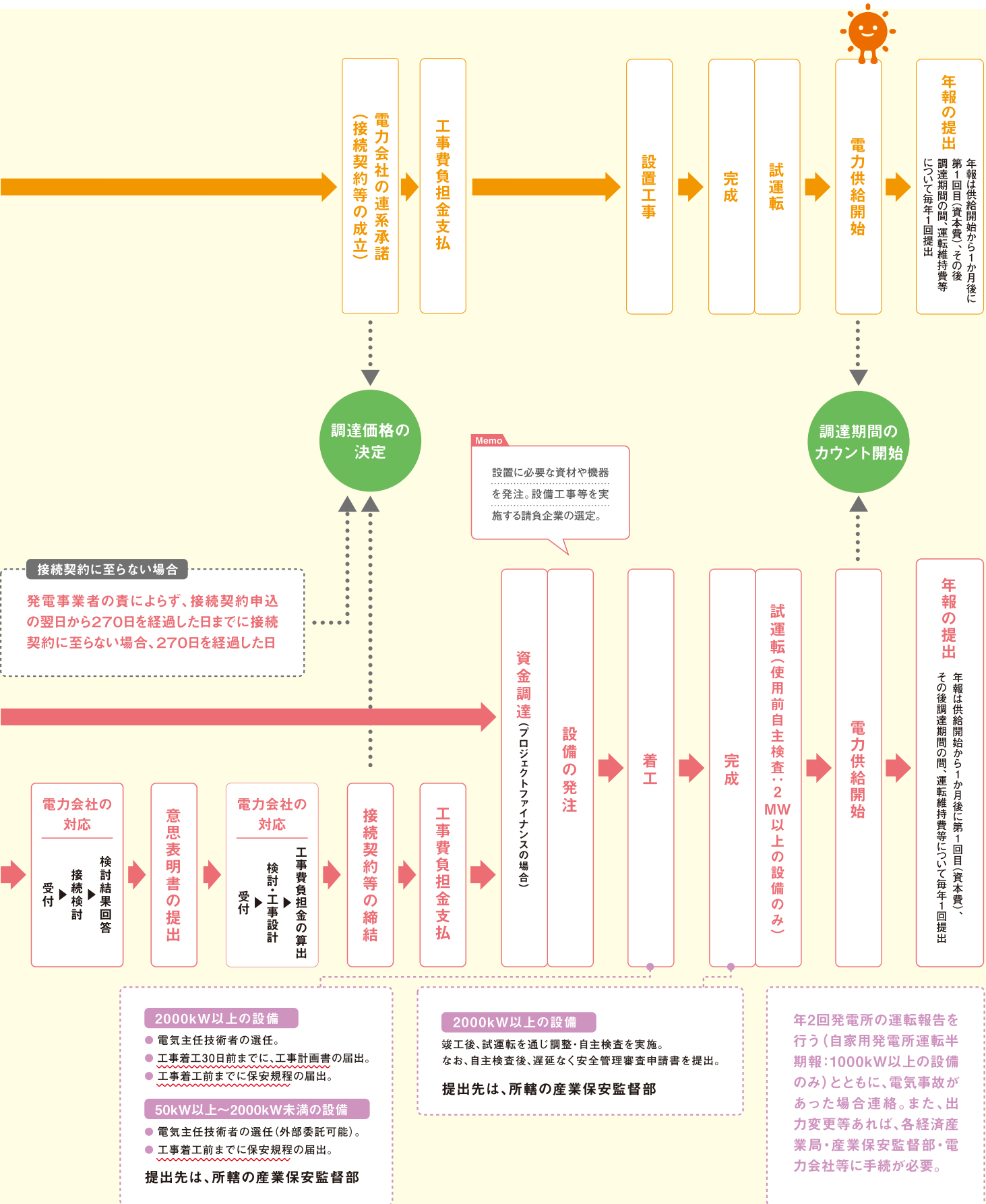
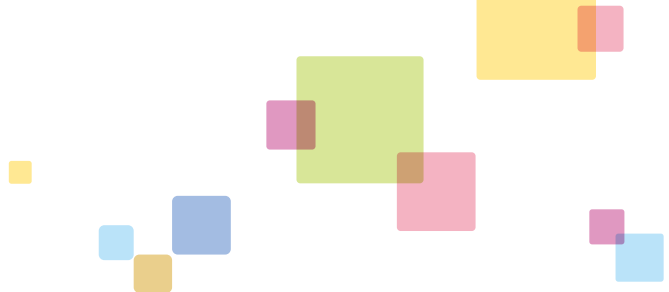
**電力会社に接続検討を依頼
(21.6万円・原則として3か月以内)**
※電圧や周波数、系統に与える影響など技術的な観点からの接続の可否と接続に必要な概算費用の算定を実施。

電力会社への手続

電力会社に接続契約、特定契約を申込

同時申込可能

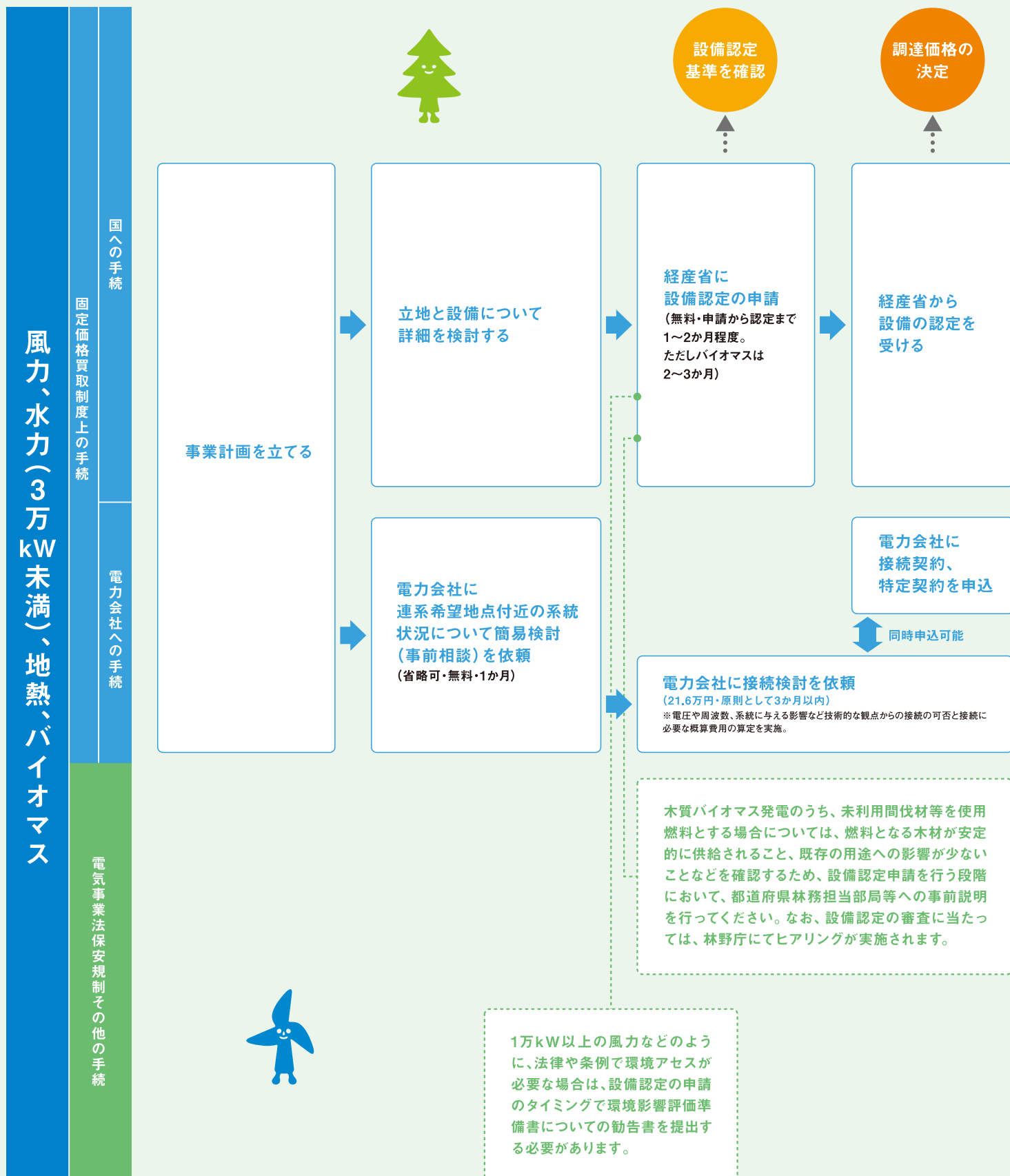
流れ



再生可能エネルギー発電設備の発電開始までの (風力、水力(3万kW未満)、地熱、バイオマスの場合)

設置の検討から電力供給開始まで様々な作業や手続きがあり、国からの設備認定と電力会社に対する接続契約協議を並行して進めていただく必要もあります。

以下は、個別のケースに応じて順番が前後することもありますので、あくまでモデルケースとしてご紹介します。

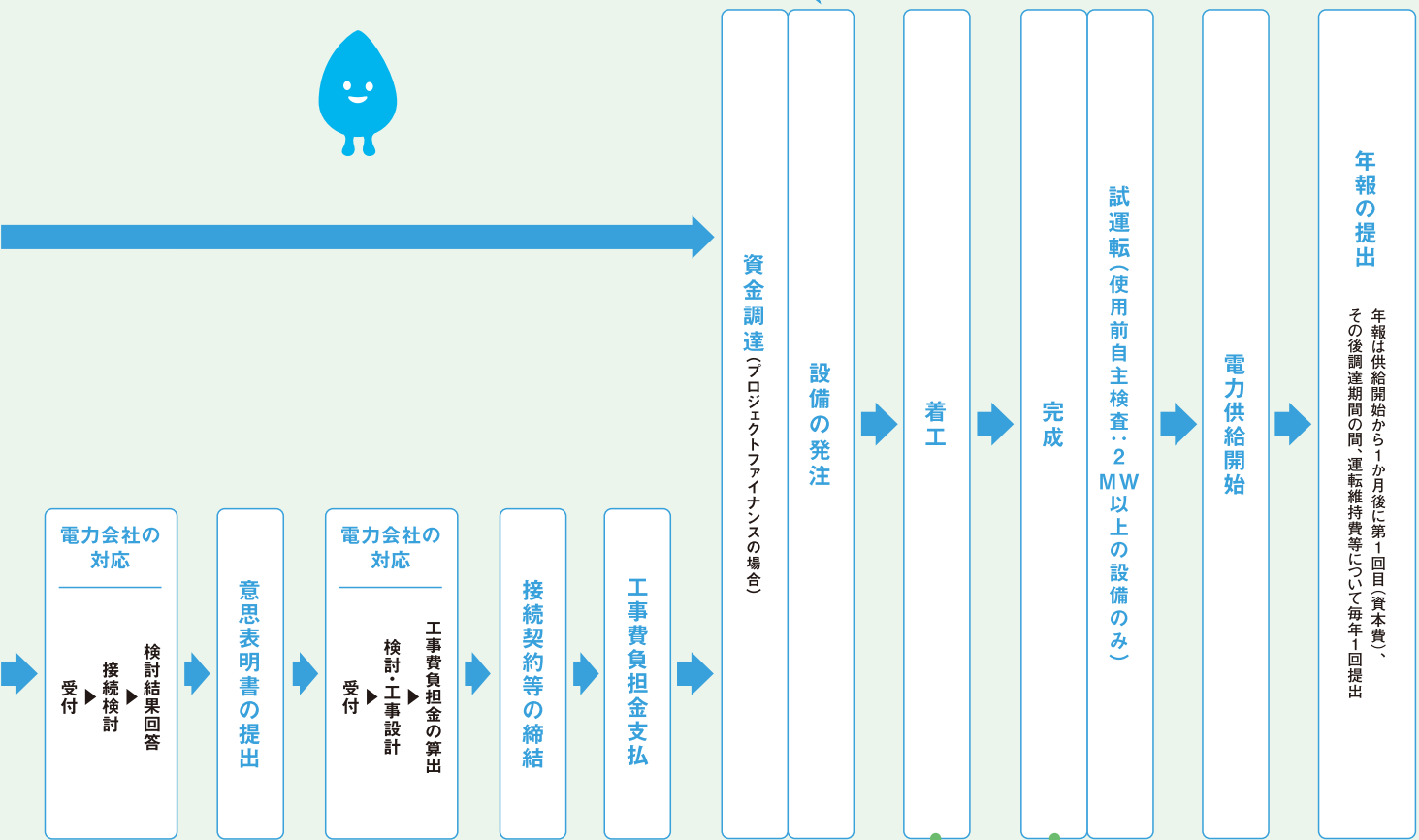


流れ



調達期間の
カウント開始

Memo
設置に必要な資材や機器を発注。設備工事等を実施する請負企業の選定。



年報は供給開始から1か月後に第1回目(資本費)、その後調達期間の間、運転維持費等について毎年1回提出



2000kW以上の設備

- 電気主任技術者の選任。
- 工事着工30日前までに、工事計画書の届出。
- 工事着工前までに保安規程の届出。

50kW以上～2000kW未満の設備

- 電気主任技術者の選任(外部委託可能)。
- 工事着工前までに保安規程の届出。

提出先は、所轄の産業保安監督部

2000kW以上の設備

竣工後、試運転を通じ調整・自主検査を実施。
なお、自主検査後、遅延なく安全管理審査申請書を提出。

提出先は、所轄の産業保安監督部

年2回発電所の運転報告を行う(自家発電所運転半期報:1000kW以上の設備のみ)とともに、電気事故があった場合連絡。また、出力変更等あれば、各経済産業局・産業保安監督部・電力会社等に手続が必要。

認定手続の方法

[太陽光50kW未満の場合]

☑ 電子申請になります。

設備認定

- STEP 1** 下記ホームページにアクセスし、申請をお願いいたします。記入内容の不備等があると、認定までの期間が長くなります。必ず記入内容をご確認のうえ、申請してください。
- 再生可能エネルギー発電設備登録管理ホームページ ▶▶ www.fit.go.jp
- STEP 2** 認定されると、メールで通知が届きます。
- STEP 3** メールを確認後、設備認定通知書をダウンロードしてください。

[太陽光(50kW以上)、風力、水力(3万kW未満)、地熱、バイオマス発電の場合]

☑ 紙での申請になります。

設備認定

- 設備認定を受けるためには、必要書類を書留などの方法で送付する必要があります。
書類の不備等は事業の遅延につながりますので、必ず記入内容や必要書類をよくご確認のうえ、申請してください。
- STEP 1** ホームページより申請書をダウンロードし、記入要領を見ながら記入。添付書類^{*1}も用意する。
【申請書・記載要領】 http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/nintei_setsubi.html#sun01
- ^{*1} 50kW以上の太陽光発電設備の認定申請を行う場合は土地確保状況を確認するため、下記のいずれかの書類の提出が必要となります。
- 〈設置場所を所有して売電事業を行う場合〉●登記簿謄本(写しでも可) ●売買契約書の写し
 - 〈設置場所につき賃貸・地上権設定を受けて売電事業を行う場合〉●登記簿謄本(写しでも可) ●賃貸借契約書・地上権設定契約書の写し
 - 〈申請時点で、設置場所の所有、又は賃貸・地上権設定を受けていない場合〉●登記簿謄本(写しでも可) ●権利者の証明書
- STEP 2** 「申請書(添付書類含む)+連絡票+返信用封筒(切手を貼付の上、返送先の宛名・住所を記載)」を発電設備の立地場所の都道府県を管轄する経済産業局へ送付
- | 設備認定申請(様式1) | 申請から認定まで1~2か月程度かかります。(ただし、バイオマス発電の場合は2~3か月程度) ^{*2} |
|------------------------------|---|
| 〈原則〉受付印を押印した申請書(写)が不要な場合 | 保存用など受付印を押印した申請書(写)が必要な場合 |
| 担当者連絡票 + 設備認定申請書(原本) + 返信用封筒 | 担当者連絡票 + 設備認定申請書(原本) + 返信用封筒 |
| 返信用封筒を必ず同封してください。 | 返信用封筒を2部必ず同封してください。 |
| 切手を貼付の上、返送先の宛名・住所を必ず記載すること | 切手を貼付の上、返送先の宛名・住所を必ず記載すること |
- ^{*2} 書類に不備があった場合は、受付日上記の処理期間の開始日とはなりませんのでご注意ください
- STEP 3** 認定通知書が申請者に届きます。

全ての電源において、設備認定後には、設置コスト運転年報の提出が必要です。

年報の提出

- いつまでになにを記入するの？
- 初回** 受給開始から1か月後
申請書(様式7)の資本費について記入
-▶
- 2回目以降** 運転開始から1年後ごと(以降調達期間の間、毎年1回)
申請書(様式7)の運転維持費について記入
- 申請書(様式7)と連絡票はホームページから入手できます。
http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/nintei_setsubi.html#nenji

変更手続について

変更認定申請が必要な場合

1. メンテナンス体制(点検・保守・修理の体制)の変更
2. 太陽光発電設備の太陽電池の、メーカー、種類^{※1}、変換効率^{※2}又は型式番号の変更
3. 発電出力の変更
4. 設備の区分等の変更を伴う変更
5. 10kW未満の太陽光発電設備の電気の供給方法の変更^{※3}
6. 電気の計測の方法の変更
7. バイオマス発電設備で利用されるバイオマスの種類の変更

※1 太陽電池の種類…「単結晶シリコン」「多結晶シリコン」「薄膜半導体」「化合物半導体」の4分類。 ※2 変換効率…「真性変換効率」を原則としますが、「セル実効変換効率(真性変換効率よりは低い)」でも可。
 ※3 屋根貸して全量配線であったものを、余剰配線へ変更する場合等。

申請方法

50kW未満の
太陽光は電子申請
www.fit.go.jp
それ以外は、
経済産業局(裏表紙)
あてに送付ください。

調達価格の適用時点が見直される変更認定

■全発電設備(特例太陽光発電設備を除く)

- 運転開始前に発電出力を10kW以上かつ20%以上変更させる変更。ただし、電力会社の接続検討の結果に基づく出力変更を除く。

■太陽光発電設備

- 運転開始前に発電出力を増加させる変更。ただし、電力会社の接続検討の結果に基づく出力変更、10kW未満の発電設備の出力増加(変更後も10kW未満の発電設備である場合に限り)を除く。
- 運転開始前に太陽電池のメーカー若しくは種類(単結晶シリコン、多結晶シリコン、薄膜半導体、化合物半導体)の変更、又は変換効率の低下を行う変更認定。ただし、当該変更前のメーカーが当該変更前の種類の太陽電池の製造を行わなくなった場合、10kW未満の発電設備の場合を除く。
- 運転開始後に発電出力を増加させる変更。ただし、10kW未満の発電設備の出力増加(変更後も10kW未満の発電設備である場合に限り)を除く。なお、増加部分を別設備として新たに認定することも可能です。

■特例太陽光発電設備

- 上記に関わらず、特例太陽光発電設備(太陽光の余剰電力買取制度で導入され、固定価格買取制度へ移行された設備。設備IDの頭文字は「F」)は、発電出力の増加又は減少や自家発電設備の併設又は撤去等により、調達区分が変更されることはありますが、国の認定日が見直されることはありません。 例) 10kW未満 48円/kWh→10kW以上 24円/kWh

太陽電池仕様変更・発電出力変更時の価格適用

○:価格変更無し ×:変更認定時に変更

変更内容	変更時の価格適用		
	運転開始前	運転開始後	
太陽電池仕様の変更	太陽電池メーカーの変更	× ^{※4}	○
	種類の変更	× ^{※4}	○
	変換効率の維持向上	○	○
	変換効率の低下	× ^{※4}	○
	上記以外の変更	○	○
出力変更	出力増加(10kW以上かつ20%以上)	× ^{※5}	× ^{※6}
	出力増加(上記以外)	× ^{※5}	× ^{※6}
	出力減少(10kW以上かつ20%以上)	× ^{※5}	○
	出力減少(上記以外)	○	○

※4 10kW未満の発電設備の仕様変更、当該変更前のメーカーが当該変更前の種類の太陽電池の製造を行わなくなった場合は除外。 ※5 電力会社の接続検討の結果に基づく出力変更、10kW未満の発電設備の出力増加(変更後も10kW未満の設備である場合に限り)は除外。 ※6 10kW未満の発電設備の出力増加(変更後も10kW未満の設備である場合に限り)は除外。

よくある質問

資源エネルギー庁のホームページでは、皆様からお寄せいただいたご質問とその回答を公表しています。
ここでは、その一部をご紹介します。

Q1

太陽光発電の設備容量はどのように計算しますか？

A1

太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナの出力のいずれか小さい方の値を設備容量として、申請してください。

Q2

買取期間が終了したあと売電を続ける場合の 買取条件はどうなりますか？

A2

国による価格の規制が終了しますので、買取期間の終了後又は終了が近づいた時点で、発電事業者と電気事業者との合意により買取価格を決めていただくことになります。

Q3

設備認定を受けた設置場所では事業ができなくなったので、 同じ設備を用いて別の場所で発電事業を行おうとする場合には、 設備所在地の変更を軽微な変更として届け出れば足りませんか？

A3

発電設備の運転開始前に設備認定を受けた場所での事業を断念し、別の場所で同じ設備を用いて事業を行おうとする場合には、事業を断念した場所については認定設備の廃止の届出を提出していただき、新たな事業場所について改めて新規の設備認定を取得してください。ただし、申請時点では未確定だった番地表記が確定した場合や、環境アセスメント等により事業予定地が拡大・縮小した場合のように、実質的に同一事業場所での事業と認められる範囲内の所在地変更の場合には、軽微変更届出の提出でかまいません。一方、発電設備の運転開始後に当初の場所とは別の場所で同じ認定を受けた設備を用いて事業を行おうとする場合^{*}においては、軽微変更届出でかまいません。

※引越し等の理由で、既に発電を行っていた設備を移設して新たな場所で発電を開始しようとする場合や、屋根貸しの場合、すなわち、屋根の対抗要件が具備できないことから調達期間の途中で場所の変更を余儀なくされた場合等が想定されます。

Q4

10kW以上太陽光については、 電気の供給方法の違い(全量配線／余剰配線)、 蓄電池等の併設の有無により、買取価格・買取期間は異なりますか？

A4

電気の供給方法や蓄電池等の併設の有無にかかわらず、10kW以上太陽光の価格は同じです。

Q5

電気の需要場所としては分かれている隣接する複数の建物の屋根に太陽光発電設備を設置する場合、それらの太陽光発電設備を電線路でつなぎ、1発電設備として設備の認定を受け、電気事業者との系統連系は1カ所として売電することはできますか？

A5

上記のような場合には、当該隣接する複数の建物の所有者及び当該太陽光発電設備の設置者が同一の場合に限って、1発電設備として認定を受けることができます。こうした申請をする場合には、所有者が同一であることを確認するための書類として、登記簿謄本(コピー)を申請書に添付してください(なお、当該複数需要場所が公道をまたぐ場合など、発電設備同士をつなぐ電線路が事業用電気工作物となり、電気主任技術者の選任が必要となる場合があります)。

Q6

いわゆる1需要場所2引き込みをするための要件はなんですか？

A6

電気事業法施行規則附則第17条にて、以下の要件をすべて満たす必要がある旨定められています。

- 新規に設置する発電設備であること(既存設備の増設は不可)
- 再生可能エネルギー特措法の認定設備であること
- 再生可能エネルギー発電設備の稼働とは関係のない相当規模の電力需要があること
- 一般送配電事業者が検針、保守、保安等の業務のための立ち入りが容易に可能であること
- 保安上の支障がないこと
- 専用線に係る工事費については、専用線の引き込みを求めた需要家側が負担すること

Q7

屋根貸し事業とはなんですか？

A7

再生可能エネルギー特措法施行規則で定める屋根貸し事業(複数太陽光発電設備設置事業)とは、以下4つの条件をすべて満たしたものをいいます。通常10kW未満の太陽光は余剰買取であるところ、屋根貸し事業に該当する場合に限り10kW以上の価格区分の買取条件が適用されます。

- 屋根貸し事業者が、自らが所有していない複数の場所に、発電設備を設置すること
- 太陽光設備は1箇所あたり10kW未満で、合計すると10kW以上になること
- 全量配線であること
- 屋根の所有者その他の使用の権限を有する者の承諾を得ていること

Q8

実質的に同一の場所における事業を、複数の発電事業に分けて認定申請する場合は、平成26年度から禁止となった分割案件に該当しますか。

A8

隣接若しくは近接している複数の事業地であって、総体としてみて実質的に一つの事業地と捉えられる土地で行う発電事業を、実質的に同一の事業者が、複数の発電事業に分割して申請(「分割申請」)することは認められません。隣接若しくは近接する事業用地であっても、それぞれの事業用地の所有者が明らかに異なる場合は、「分割申請」には当たりませんが、会社員の名義を利用するなど、明らかに「分割申請」を回避するために所有者を分けているとみなせるような場合は、実質的に同一の事業用地とみなしますのでご注意ください。複数の発電事業が実施される場所の地権者が同一で、それぞれの発電事業者と賃貸契約を締結するような状態については、分割案件に該当します。

Q9

太陽電池の仕様を変更する場合にはどのような手続が必要ですか。また、調達価格の適用時点は見直されますか。

A9

太陽電池の仕様として、「メーカー」「種類(単結晶シリコン、多結晶シリコン、薄膜半導体、化合物半導体)」「変換効率」「型式番号」を変更する場合には、変更認定申請書の提出が必要です。この際、運転開始前に太陽電池のメーカー若しくは種類の変更、又は変換効率の低下を行う場合(ただし、当該変更前のメーカーが当該変更前の種類の太陽電池の製造を行わなくなった場合、10kW未満の発電設備の場合を除く。)には、調達価格は変更認定日時点で見直されます。なお、運転開始後の太陽電池の仕様変更については、調達価格は見直されません。

Q10

買取価格は消費税込みですか？

A10

10kW未満の太陽光発電は消費税込みの買取価格となっており、それ以外の買取価格は外税(買取価格+消費税)で買取価格を定めています。10kW未満の太陽光発電のみ消費税込みの買取価格となっていることについては、利用者の大多数が、消費税納入義務を持たない一般消費者であることから、消費増税等により、発電設備の設置者に過大な収入が入らないことや、国民負担が過大にならないようにするために、税込価格とされました。

Q11

設備設置場所が新築物件等のため住居表示(番地)が確定していない場合は、どのように記載したらいいのでしょうか？

A11

電子申請(50kW未満太陽光)により認定申請を行う場合であって、かつ、申請時点で設備設置場所の住居表示が確定していない場合は、当該場所を地番表示で記入の上、末尾に「(住居表示未確定)」と記載して申請してください。一方、紙申請(50kW未満太陽光以外)により認定申請を行う場合は、審査において設備設置場所に係る登記簿謄本(写しでも可)の確認を行う必要のある申請が大宗を占めることから、これとの一致性を担保するため、住居表示確定の有無に関わらず、当該場所を地番表記で記載して申請してください。

Q12

認定済の50kW未満の太陽光発電設備について 電子申請による手続を行いたいが、電子申請を行うための ログインIDとパスワードが分からない場合はどうしたらいいのでしょうか。

A12

太陽光の余剰電力買取制度で発電を開始し固定価格買取制度へ移行した設備や電子申請が開始される前に紙申請で認定を受けた設備についても、既に電子申請が可能なシステムへ移行され、ログインIDとパスワードが付与されています。そのため、電子申請による手続を行う場合には、以下のとおり対応してください。

- ① 電子申請サイトのログインIDとパスワード照会のページにアクセス。
<http://www.fit.go.jp/index3.html>
- ② Excelファイルをダウンロードし、必要事項を入力して問合せ窓口へメール。
- ③ 数日後、ログインIDとパスワードが送信される。
- ④ ログインIDとパスワードを使って電子申請サイトへログイン。
- ⑤ 登録者が未設定の場合は、登録者を登録し、登録者のログインIDとパスワードを入手。
- ⑥ 登録者としてログインして電子申請の手続を行う。

Q13

発電事業者(設置者)を変更する際の手続を教えてください。

A13

発電事業者を変更する場合、まず、譲渡人と譲受人の間で発電事業の譲渡に関する契約が締結されるなど、発電事業が譲渡された事実があることが必要です。その上で、譲渡人が軽微変更届出を提出することで、認定上の発電事業者たる地位を譲受人へ変更する必要があります。その際、トラブル防止の観点から、譲受人が、発電事業者たる地位を譲渡人から承継した事実、又は譲渡人の承諾を得た事実、を証明する書類と印鑑登録証明書(印鑑証明書)を添付し、軽微変更届出には登録した印鑑を押印してください。なお、原則として、譲渡人が届出を行う必要がありますが、現在の認定者が死亡して相続が生じたなどやむを得ない場合に限り、譲受人が届出を行うことができます。

- 発電事業者たる地位を譲渡人から承継した事実、又は譲渡人の承諾を得た事実を証明する書類について

相続の場合	法定相続人全員の ①戸籍謄本 ②印鑑証明書 ③遺産分割協議書 又は 相続人の同意書
法人の代表者変更の場合	法人の ①現在事項全部証明書 ②印鑑証明書
法人間又は 個人間の譲渡の場合	①譲渡契約書 又は 譲渡証明書 ・法人である場合: 譲渡人、譲受人双方の②現在事項全部証明書 ③印鑑証明書 ・個人である場合:譲渡人、譲受人双方の②印鑑登録証明書

(各種証明書は原則として最新の内容が記載されており、3か月以内に発行されたもの。写し可。)

固定価格買取制度の詳細について

経済産業省資源エネルギー庁HP「なっとく!再生可能エネルギー」
http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/index.html

〈固定価格買取制度及びグリーン投資減税のお問い合わせ窓口〉

 **0570-057-333**


PHS、IP電話からは、042-524-4261 [受付時間] 9:00~18:00(土日祝、年末年始を除く)

買取制度

検索


〈北海道〉

北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 〒060-0808 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎

 011-709-2311
(内線2638)


〈青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県〉

東北経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1

 022-221-4932


〈茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・長野県・新潟県・静岡県〉

関東経済産業局 資源エネルギー環境部 新エネルギー対策課 〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館

 048-600-0361

〈富山県・石川県・岐阜県・愛知県・三重県〉

中部経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2

 052-951-2775


〈福井県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県〉

近畿経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44

 06-6966-6043


〈鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県〉

中国経済産業局 資源エネルギー環境部 新エネルギー対策室 〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館

 082-224-5818


〈徳島県・香川県・愛媛県・高知県〉

四国経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎

 087-811-8535


〈福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県〉

九州経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1

 092-482-5475


〈沖縄県〉

内閣府沖縄総合事務局 経済産業部 エネルギー対策課 〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第二地方合同庁舎2号館

 098-866-1759



経済産業省
資源エネルギー庁

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。